

# 特装車 定期点検制度編 メンテナンスニュース

No. 41 2016・7

御存じですか

## 定期点検制度を!!

定期点検（検査）は特装車の不具合や故障の徵候を早期に発見し、災害を未然に防止する事と、安全作業を維持することを目的として事業者に義務付けられた制度です。

≪点検整備には3分類の点検整備時期があります≫

○日常点検 ●月次点検・メーカー指定点検 ○年次点検(法定点検)



## 特装車両を快適に支える6つの項目

※道路運送車両法(第47条の2)日常(運行前)点検・(第48条)定期点検は使用者・運行する者に義務付けられています。  
※法令等で定期点検(検査)が義務付けられている特装車は1年以内ごとに定められた検査を行わなければならない。

### ★どんな点検・整備をおこなうのか

特装車の点検は各機種ごとに定められた点検項目について実施し、結果を定期点検整備記録表に記録しなければなりません。



### ★点検・検査する人は

法令で定められた検査員または使用者もしくは自動車を運行する者が行うことになっています。

※推奨として各メーカー指定サービス工場で行う事が安心と信頼を得られます。

### ★点検・検査機器が必要です

点検・検査整備には特殊機器が必要となる場合があります。

設備の整った各メーカー指定サービス工場で点検・検査をお勧め致します。



### ★点検・整備の記録は

点検結果は所定の定期点検整備記録表『チェックリスト』に点検内容を記録し保管しなければなりません。



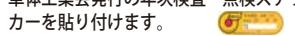
### ★異常・不具合が有った場合は

点検の結果、異常・不具合を認めた場合は直ちに修理などを行い正常な状態に復旧させ、その他必要な措置を取らなければなりません。



### ★定期点検済み車両には

メーカー指定サービス工場で定期点検を実施した車両には、(一社)日本自動車車体工業会発行の年次検査・点検ステッカーを貼り付けます。



### ※法令等で定期点検(検査)が義務付けられている特装車(下記車両)

機種名	点検(検査)時期				関係法令等	罰則・備考
	日常	月次	年次	5年		
高所作業車	○	●	◎注1		労働安全衛生法	50万円以下の罰金
穴掘建柱車	○	●	◎注1		労働安全衛生法	50万円以下の罰金
コンクリートポンプ車	○	●	◎注1		労働安全衛生法	50万円以下の罰金
クレーン付トラック	○	●	◎		労働安全衛生法	50万円以下の罰金
タンクローリー	○	●	◎	★注2	消防法・計量法	・消防法:30万円以下の罰金 ・計量法:50万円以下の罰金
農耕車	○	●	◎		(旧)労働省通達	
ダンプトラック	○	●	◎注3		ダンプ規制法(通称)	1万円以下の罰金

※注1:特種自動車検査対象車両

※注2:タンク漏れの点検(追圧試験)と流量計検査(流量計付き車両が対象)

※注3:自重計については計量法の規定により修理事業者等の行う1年ごとの点検が必要(自重計技術基準適合証)



グリスはメーカー推奨品を使用して下さい!

カートリッジ グリスガン

\*給脂筒所は各メーカーの取扱説明書を参照願います。

## ※特装車の定期点検(推奨点検含む)や部品交換整備をおこなうことで性能を維持し環境面へも貢献できます!



※定期点検はプロの各メーカー指定サービス工場にお任せください。(例)

### 作動油・ギヤオイル等の交換



劣化したオイルを交換し、潤滑性能の低下を解消し摩耗・焼付等を防止します。

### フィルタ・エレメントの交換



フィルタ・エレメントの目詰まりを解消しオイルや空気の抵抗を軽減します。

### 可動部等の給脂・交換



指定された給脂部へ給脂することで可動部への負荷抵抗を軽減し摩耗・かじり等を防止します。

\*点検整備・部品交換は専門的な技術と設備のある各メーカー指定サービス工場でお受けいたします。

# 特装車の元気は 定期点検から



豊かな環境保全に  
美しく運搬する6種類  
特装車は  
企業の一員です  
社員も特装車も定期  
健康診断で安心



※ 特装車の点検は専門的な技術や設備のある各メーカー指定のサービス工場にてお受け下さい。

一般社団法人 日本自動車車体工業会 特装部会 サービス委員会  
<http://www.jabia.or.jp/>